

## 第 5 9 号議案

### 財産区有財産の処分について

亀岡市山階財産区の財産を下記のとおり処分したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

#### 記

処分しようとする財産

#### 1 所在地、地目及び面積

所 在 地	地 目	面 積
亀岡市旭町井戸ノ下 4 6 番	宅 地	1 3 7 . 3 2 m <sup>2</sup>
亀岡市旭町井戸ノ下 4 8 番	宅 地	2 8 4 . 2 9 m <sup>2</sup>

#### 2 方 法 無償譲渡

#### 3 相手方

主たる事務所 亀岡市旭町岩ヶ谷 8 2 番地  
名 称 旭町山階区  
代 表 者 人 見 和 敏

## 財産区有財産の処分について

### 処分しようとする財産

#### 1 所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
亀岡市旭町井戸ノ下46番	宅地	137.32㎡
亀岡市旭町井戸ノ下48番	宅地	284.29㎡

#### 2 方法 無償譲渡

#### 3 相手方

主たる事務所 亀岡市旭町岩ヶ谷82番地  
名称 旭町山階区  
代表者 人見和敏